

次回期日令和4年10月24日午後3時20分

令和3年（行ウ）第10号 公金支出返還等請求事件

原告 松崎光成 外4名

被告 香川県知事 池田豊人

令和4年 月 日

準 備 書 面（5）

高松地方裁判所民事部合議1B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 作 花 知 志

原告らは、被告提出令和4年8月30日付準備書面（3）及び乙1号証について、
以下のとおり主張を行う。

目 次

第 1	被告提出準備書面（3）への原告らの反論	3 項
第 2	乙 1 号証についての原告らの主張	4 頁

第1 被告提出準備書面（3）への原告らの反論

1 1項（憲法32条について）について

(1) 第一段落について

原告らの主張内容自体は争わない。

(2) 第二段落について

被告の主張は争う。

被告が主張する「法人」は、私的法人であって、地方公共団体は含まれない。

よって、被告の反論内容を踏まえても、地方公共団体である香川県は憲法32条により基本的人権である「裁判を受ける権利」の保障はないことは明白である。

憲法が基本的人権を保障している対象は「国民」であって、地方公共団体である香川県は保障の対象ではない（それは、憲法99条が規定する公務員の憲法尊重擁護義務から明白である。地方公共団体である香川県は、基本的人権を享受する立場にはなく、基本的人権を侵害・制約しないよう行動する義務を憲法99条により負っているのである。）。被告の主張は、まずもって「憲法が保障する基本的人権」についての誤解があることは明白である。その被告の主張の誤解は、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）や本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）が、「憲法が保障する基本的人権」についての誤解に基づき、誤った憲法解釈に基づいて行われたことを如実に物語っている。

香川県は、自らは人権享有主体ではないのに、人権享有主体であるとして公金（税金）を用いて本件着手金の支出を行い（本件着手金の算定及び支払）、また本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）をしたのであるから、その支出や合意が違憲であることは明白である。

以上により、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）は、憲法32条及び憲法

99条に違反した違憲のものである。そして憲法98条1項により「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定されているのであるから、香川県による本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）が無効（「その効力を有しない。」）ことも明白である。

また同時に、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）が、地方財政法4条1項が規定する「地方公共団体の経費は、その目的を達成するため」の規定が当然の前提とする「憲法に違反しない目的」にも違反していることは明白である。

2 2項（弁護士報酬基準について）について

(1) 第一段落について

原告らの主張内容自体は争わない。

(2) 第二段落について

被告の主張は争う。

別訴訟の被告香川県は、地方財政法4条1項が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している内容について、法的義務を負っている（甲51）。

そして、弁護士報酬基準は、その地方財政法4条1項における「その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえていないか」を評価する根拠となる存在である。

3 3項（原告らのその余の主張について）について

被告の主張は争う。

第2 乙1号証についての原告らの主張

1 乙1号証31頁「(1)争点1—①（本件条例が憲法21条及び31条に違反するか（明白性の原則に反するか））について」について

(1) 乙1号証33頁「(カ) その余の主張(上記⑦)について」について

本件訴訟で原告らが主張したとおり、本件条例の制定に関わった高田良徳香川県議会議員は、自身のフェイスブックの令和2年1月21日付記事(甲40)において、以下のように記載している。

「またネット・ゲーム依存症の定義についても、「県条例で依存症という病気を定義し、それをもって規制するのは条例の範囲を超えている」との意見もありました。定義については、この条例における用語説明です。ですから、この条例の条文のみで有効な定義です。」

このように、本件条例の「ネット・ゲーム依存症」の定義は、医学用語ではなく、本件条例における造語であり、本件条例の条文のみで有効な定義である。

すると、その造語である「ネット・ゲーム依存症」に「つながるような」「コンピュータゲームの利用」(本件条例18条2項)について、どのような利用が該当するのかについて、判断できる者は誰もいない。それは明白である。なぜならば、元々「ネット・ゲーム依存症」は造語であり、何等かの社会的実態を伴う用語ではないからである。

逆に、「ネット・ゲーム依存症」に「つな」がらないような「コンピュータゲームの利用」ならば、本件条例18条2項の「60分」などの利用時間制限の対象ではないのかについても、判断できる者は誰もいない。それは明白である。なぜならば、「ネット・ゲーム依存症」が元々は造語であり、何等かの社会的実態を伴う用語ではない上に、それに「つながる」ゲーム利用と「つながない」ゲーム利用の区別をできる者が、誰もいないからである。

(2) なお、乙1号証の判決は、「ネット・ゲーム依存症」自体が不明確であるとの主張(乙1号証60頁別紙2の15項)について、何も具体的な判示をしていない。

2 乙1号証33頁「(2) 争点1—②(本件条例が憲法94条に違反するか)について」について

(1) 乙1号証の判決は、本件条例は憲法94条に違反しないと判示した（33～34頁）。

しかしながら、本件訴訟で原告らが主張したとおり、本件条例は、「法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定した憲法94条に違反している。

そのことが最も顕著に理解できるのは、甲49号証である。公益社団法人日本精神神経学会のHP掲載の記事「ICD-11の診断ガイドラインがWHOのHPにアップされました」（甲49）には、「日本精神神経学会 会員各位 世界保健機関（WHO）の国際疾病分類第11版（ICD-11）が発効され、病名や死因などの記録・報告が行われるようになりました。その最新版のプラットフォームがオンライン公開されています（注1）。」と記載された後に、「日本政府がICD-10をICD-11に切り替える時期についてはいまだ通知されていません。」と記載されているのである。

それは、「日本国内においてWHOのICD-11の診断ガイドラインを適用するかどうか、適用する場合の時期はいつからか」を決めるのは、あくまでも日本政府であって、専門家である公益社団法人日本精神神経学会や、精神科医師もそれを決めることはできないことを意味している。

すると、当然地方公共団体である香川県も、日本政府による「ICD-10をICD-11に切り替えることとその時期」の決定を待たずに、勝手にそれを条例に導入することはできないことは明白である。その点において、本件条例は憲法94条の「法律の範囲内」に該当しないことは明白である。

(2) 乙1号証の判決は、「地方行政の一部として適切な教育政策を実施すべき立場にある地方公共団体は、子どもの利益擁護ないし子供の成長に対する社会公共の利益と関心に応えるため必要かつ相当の範囲内において教育内容についてこれを決定する権能を有すると解される」と判示した（35頁）。

しかしながら、学校教育などの社会教育の場面とは異なり、家庭教育につい

て、乙1号証の判決が判示したような権能を地方公共団体が有する根拠規定は、憲法上どこにも存在していない。よって、条例で規制できない。

- (3) 乙1号証の判決は、「児童の権利条約が定める権利に対しても一定の制約をなすことは当然認められ、条例で規制すべきでないことを定めたものとはいえない。」と判示した(35頁)。

しかしながら、やはり社会活動における場面とは異なり、家庭教育について、乙1号証の判決が判示したような権能を地方公共団体が有する根拠規定は、憲法上どこにも存在していない。よって、条例で規制できない。

- 3 乙1号証36頁「(3)争点1—③(本件条例の立法目的の正当性及び目的と手段との実質的関連性が認められるか)について」について

- (1) 乙1号証の判決は、「いわゆるインターネット依存については、(中略)これらは、平成5年以降、「インターネット依存」、「病的インターネット使用」、「オンラインゲーム障害」等の多数の用語が作られ、医学文献上も、「インターネットゲーム障害(IGD)」や「ゲーム障害」、「ネット・ゲーム依存症」といった多数の用語や概念が明確な定義もないまま用いられるなど、精神医学・心理学・教育学等幅広い研究が続けられており、併せて、医者や研究者によって、疾患か病態ないし状態を示すものであるのか、ギャンブル依存のような嗜好と捉えるべきか否かなども含めて、多岐にわたる議論がされており、統一しない状態である。」と判示した(36頁)。

本件訴訟で原告らが主張したとおり、甲36号証64頁においては、「確固とした合理性や必要性がある立法事実は、条例の立法を支えるとともに、その存続をも支えていきます。また合理性や必要性は、裁判所の違憲審査に耐えられる内容でなくてはなりません。違憲審査とは、条例が憲法に違背していないか(憲法適合性)を審査する制度です。」と記載されている(立法事実(科学的根拠)については、甲35ないし甲37参照。)

すると、乙1号証の判示を前提とすると、本件条例の科学的根拠である「立

法事実」は「帰一しない状態」であり、存在しないことは明白である。

(2) 乙1号証の判決は、「しかし、過度のネット・ゲームないしオンラインゲームの使用は、主として社会生活上の問題ないし支障・弊害を引き起こす可能性が相当数指摘されている状況であり、そうした支障や弊害が生じる可能性そのものは、疾病であると、病態・状態であるとを問わず否定できないこと、青少年は特にその影響を受けやすく生育により一層支障を来す可能性があるということや、ネット・ゲーム依存症についてはその予防ないし治療を必要とする場合があり、本人のほかその養育に責務を有する保護者らが医療的対応を求めて専門施設に相談する件数が多数に上がっている実情があり、既に複数の医療機関において対応を余儀なくされていることはいずれも明らかである。そうすると、ネット・ゲーム依存症との呼称を付与するかはさておき、インターネットないしオンラインゲームの過度の使用により、その健康上・社会生活上生じる様々な弊害・支障・取り分け青少年において生じる生育上の危険性につき、これを予防すべき社会的要請については、一定の根拠に基づき認めることができる。」と判示した（36－37頁）。

しかしながら、仮にこの判示を前提としても、本件条例については立法事実が存在しないことは明白である。なぜならば、この判示で「複数の医療機関において対応を余儀なくされている」と引用されている医療機関の樋口進医師の意見では、「ゲーム依存の外来での診察では、ICD-11の草稿に記載されているゲーム障害の定義（図2）を活用する。定義をもとにゲーム依存と診断した場合、一番してはならないのがスマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断することだ。取り上げるだけでは改善せず、逆に暴力などの二次的被害が発生し、状況はますます悪くなる。」とされているからである（甲14）。

すると、本件条例18条に「子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの時間制限とスマートフォン等の時刻制限」の規定を設けてはならない義務（立法不作為義務）及び立法後には速やかに本件条例を改

廃しなくてはならない義務（改廃義務）があったことは明白である。本件条例18条が規定する時間制限と時刻制限は、別訴訟の被告香川県が、「ネット・ゲーム依存症の日本における第一人者というべき樋口進医師」（甲34号証7頁）と評価していた樋口進医師が、「してはならない」と強く明言している「スマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断すること」に他ならず、別訴訟の被告香川県が「立法事実（科学的根拠）」であると主張する、その「樋口進医師の意見」そのものに明白に反する立法だからである（立法事実（科学的根拠）については、甲35ないし甲37参照。）。

その点において、本件条例が香川県民に害を与える条例であることは明白である。

よって、乙1号証の判決の判示内容を前提としても、結局本件条例を支える科学的根拠としての立法事実は存在しないのである。

(3) 乙1号証の判決は、「(イ) その治療ないし予防の必要性は香川県においても認められること 前記認定事実(2)によれば、ネット・ゲーム依存症の治療ないし予防の必要性は香川県においても認められる。」と判示した(37頁)。

しかしながら、そこで引用されている「前記認定事実(2)」では、まず「香川県における平成29年度の県教育委員会が実施した調査では、自分のスマートフォン等を使っている、又は家族所有のスマホ等を利用している児童制度の割合は、小学生(4ないし6年生)で92.1%、中学生で94.2%、高校生で98.9%と、高い数値を示しており、」とされている。その数値からは、ほとんど全員の小学生(4ないし6年生)、中学生、高校生についてのことであることが分かる。

そして、「そして、スマートフォン等の利用に当たっての児童生徒の悩み・心配事としては、「勉強に集中できない」、「寝不足」などがあり、これが増加傾向にあることも報告されており、ネット・ゲーム依存症又はその危険性がある子供が多数いることが分かっている(乙8の1)。」とされているが、そ

これは全員の小学生（４ないし６年生），中学生，高校生についてのことなのであるから，「勉強に集中できない」，「寝不足」が「スマートフォン等の利用が原因である」という科学的根拠（立法事実）は存在しない（「勉強に集中できない」ことや「寝不足」であることと「スマートフォン等の利用」との間の因果関係を肯定する科学的データ（立法事実）は存在しない。）。

またそのデータは，「スマートフォンで電話をかけたことが原因で」，「勉強に集中できない」，「寝不足」の者や，「パソコンで絵を描いていたことが原因で」，「勉強に集中できない」，「寝不足」の者がどの程度いるのかも不明である。結局，原判決の認定事実は何ら科学的根拠（立法事実）を明示したものであることは明白である。

(4) 乙１号証の判決は，「ウ 立法手段の合理性について（ア）原告らは，本件条例が一義的に時間制限を定めるものとの前提に立ち，立法手段の合理性を欠くものと主張するようである。しかし，本件条例１８条１項は，保護者に対し，まずは「使用に伴う危険性」及び「過度の使用による弊害等」について「子どもと話し合い」をするよう促し，併せて，子どもとのルール作りを求めるものであるところ，上記認定事実オ（ウ）c(b)のとおり医師の意見・見解もあることに照らすと，保護者にそのような行動を求めることは，予防方法のうちの一策として提唱されていることに沿うものといえる。」と判示した（３７頁）。

しかしながら，まず乙１号証の判決の「認定事実オ（ウ c(b)）では，「強引に親がルールを決めるという方法はうまくいかない。かならず本人と家族で話し合っゲームについてのルールを決める」ことが有用である旨（乙１９）指摘する。」と記載されている。

それに対して本件条例１８条２項は，原判決の認定事実（判決文２２－２５頁）にはどこにも記載されていない「コンピュータゲームの時間制限１日当たり６０分（休日は９０分）」や「時刻制限」（スマートフォン等の利用は義務教育終了前の子どもは午後９時まで，それ以外の子どもは午後１０時まで）を

設けているのであるから、その点でも何らの科学的根拠（立法事実）が存在しないことは明白である。

- (5) 乙1号証の判決は、「本件条例18条2項は、上記の同条1項の定めを受けて、1日当たりの利用時間の上限の目安を示し、目安を参考に自ら話し合いの上で定めたルールを遵守させるよう努めるといふ努力を求めるものにすぎず、もとより時間制限というものではないと解される。」と判示した（38頁）。

しかしながら、本件条例18条2項は、原判決の認定事実（判決文22-25頁）にはどこにも記載されていない「コンピュータゲームの時間制限1日当たり60分（休日は90分）」や「時刻制限」（スマートフォン等の利用は義務教育終了前の子どもは午後9時まで、それ以外の子どもは午後10時まで）を設けているのであるから、目安を参考に自ら話し合いの上で定めたルールを遵守させるよう努めるといふ努力を求めるものにすぎず、もとより時間制限というものではないと解される。」との判示が本件条例18条2項の規定そのものに適合していないことは明白である。

- (6) 乙1号証の判決は、「本邦における医師の見解でも、ゲーム依存の状態に陥る者には現実の社会生活上の背景があり、実際のゲーム依存の状態に陥る者には現実の社会生活上の背景があり、実際のゲームの内容それ自体についても心理学的に複雑な内容となっていることなどから、一方的にゲームを取り上げるのではなく、家庭環境からのアプローチを働き掛けとして、本人と家族が十分に話し合いをし、本人が自主的に終了できるようにすることが重要であり、依存症に陥る前の予防として弊害を教えることも必要と指摘されていることである（前記認定事実（1）オ（ウ）b, c）。」と判示した（38頁）。

しかしながら、「本人と家族が十分に話し合いをし、本人が自主的に終了できるようにすることが重要」であるのなら、本件条例18条2項の「時間制限」と「時刻制限」の規定が不要であることは明白である。

さらに、「依存症に陥る前の予防として弊害を教えることも必要と指摘され

ている」との判示は、「ネット・ゲーム依存症」なる「依存症」が存在することは医学的には確立していないのであるから、判示の前提自体が誤っていることは明白である。

(7) 乙1号証の判決は、「(エ) これらの指摘を踏まえて、依存症ないし依存状態に陥る危険性や弊害が生じることがあり得ることを含め、親から子への声掛けや話し合い、コミュニケーションの上で、健康や社会生活上の支障が生じる前にゲーム使用がこれらと両立できるよう制御し、又は自主的に終了できるよう話しあう機会を持つよう努めることを定めること、そして保護者が子どもと話しあった上で最終的には利用時間を自ら定めるよう求めることは上記の医師らの指摘や諸見解にも沿うものであり（もっとも、本件条例により示されたゲームの利用時間は、前記認定事実（1）オ等をも、医師は例示としてあげていると解され、飽くまでも青少年の生活リズム等を教育的見地から併せ考慮した目安と解される。）、不合理なものとはまではいえない。」と判示した（38-39頁）。

しかしながら、「（もっとも、本件条例により示されたゲームの利用時間は、前記認定事実（1）オ等をも、医師は例示としてあげていると解され、飽くまでも青少年の生活リズム等を教育的見地から併せ考慮した目安と解される。）」と判示するが、医師の趣旨が例示であるのなら、本件条例のコンピュータゲームの利用時間制限は不要であるはずである。

しかも、「認定事実」（25頁（1）オの（ウ）のcの（c））とされた榎本稔医師の例示「おおむね1～2時間」（乙20）そのものが医学的根拠のない教育的見地からの大雑把な意見にすぎないのであり、その「おおむね」60分～120分という数字を更に少なく改変した18条2項の「1日当たりの利用時間が60分まで」「を上限とする」という数字は、不合理というほかない。

また、判示は「ゲームの利用時間」についてだけ判示し、スマートフォン等の「時刻制限」については判示していない。「時刻制限」は医師の例示ですら

ないということである。さらに言えば、本件条例18条2項の「スマートフォン等」には、「コンピュータゲーム」も含まれているのである（本件条例2条（6））。「スマートフォン等」やそれに含まれる「コンピュータゲーム」の「時刻制限」については、医師の例示自体が存在しないのに設けられている規定であることになる。

結局、本件条例18条2項する「時間制限」と「時刻制限」は、何ら科学的な根拠（立法事実）が存在しないにも拘わらず（乙1号証の判決も「コンピュータゲームの時間制限は医師の例示である」と判示している。）、香川県民に「目安としてルール作りをした上で、それを遵守すること」を義務付けた規定であることは、乙1号証の判決からも明白である。

(8) 乙1号証の判決は、「オ 原告らの主張について（ア）原告らは、ネットゲーム依存症が疾病ではない、あるいは科学的根拠がないと主張するところ、確かに、ネットゲーム依存症を嗜癖の一種と捉える試みや診断基準を策定しようとする試みなどについて様々な評価があるようであり、これらを含めネットゲーム依存症という病態全般について医学的な知見が確立するに至っているかは不明というほかない。」と判示した（39頁）。

このように、乙1号証の判決は、「ネットゲーム依存症（原告ら注：本来であれば「ネット・ゲーム依存症」である。「ネットゲーム」は「オンラインゲーム」を意味する言葉である。それに対して、本件条例で使用されている「ネット・ゲーム」の言葉は、「インターネット・ビデオゲーム」の意味である。）という病態全般について医学的な知見が確立するに至っているかは不明というほかない。」と判示したのであるから、本件条例に科学的根拠（立法事実）がないだけでなく、本件条例18条2項の時間制限や時刻制限も科学的根拠（立法事実）がないことも明白である。

(9) 乙1号証の判決は、「しかし、実際に、生育途上にある青少年がネットゲームに耽り、その健康や社会生活に支障が生じたとの相談件数が増加している事

象に対し、科学的根拠が確立する前であっても、こうした事象に取り組む専門家らの助言や提案に従い、最も制限的でない方法により、予防や啓発のため、話し合いを持つよう努めるよう定めることができないとはいえない。」と判示した（39頁）。

まず、「実際に、生育途上にある青少年がネットゲームに耽り、その健康や社会生活に支障が生じたとの相談件数が増加している事象に対し、」との判示については、相談件数の増加が、全ての香川県民について対策が必要であることを意味しないことは明白である。さらに言えば、そのような相談をされた人に対して、必要な対策を伝えればよいのであり、問題が生じていない香川県民に努力義務を課す必要はないことは明白である。それは「必要最小限度を超えた制限」を香川県民に課していることを意味している。

また、「科学的根拠が確立する前であっても、」との判示については、本件条例が香川県民に努力義務を課す以上、規制には科学的根拠が必要であることは明白である。上で述べたとおり、本件訴訟で原告らが主張したとおり、甲36号証64頁においては、「確固とした合理性や必要性がある立法事実は、条例の立法を支えるとともに、その存続をも支えていきます。また合理性や必要性は、裁判所の違憲審査に耐えられる内容でなくてはなりません。違憲審査とは、条例が憲法に違背していないか（憲法適合性）を審査する制度です。」と記載されている（立法事実（科学的根拠）については、甲35ないし甲37参照。）。

さらに、「こうした事象に取り組む専門家らの助言や提案に従い、最も制限的でない方法により、予防や啓発のため、話し合いを持つよう努めるよう定めることができないとはいえない。」との判示については、その前提として、「科学的根拠が確立する前であっても、」と判示されているのであるから、そもそも何が「最も制限的でない方法」なのか自体が不明であるはずである。さらに言えば、「話し合いを持つよう努めるよう定めることができないとはいえない

い。」との判示の歯切れの悪さは、結局本件条例の手段に合理性があるかどうか自体が不明であることを如実に表している。

結局、乙1号証の判決の立場は、本件条例は、①「科学的根拠が確立する前」にも拘わらず、「おそらくこうではないか」との専門家の助言や提案に従い、香川県民に努力義務を課してもよいのだ、というものである。しかも、②「科学的根拠が確立していない」にも拘わらず、「最も制限的でない方法」と思われる内容なら努力義務を課してもよい、というものである。

そのような条例を課す権限は、地方公共団体には与えられていないことは明白である。なぜならば、条例は憲法94条により「法律の範囲内」でのみ制定が許されているのに対して、①「科学的根拠（立法事実）」がないことについて、法律で日本国民に努力義務を課すことは憲法上許されないし、さらには、「科学的根拠が確立する前」にも拘わらず、「おそらくこうではないか」との専門家の助言や提案に従い、法律で日本国民に努力義務を課すことも、憲法上許されない。②また、「科学的根拠が確立していない」にも拘わらず、「最も制限的でない方法」と思われる内容を、法律で日本国民に努力義務を課すことも、憲法上許されないからである。

そのことは、厚生労働省（国）の担当者としては、会議に出席をした樋口進医師などの意見を聞いた一方で、「ゲームの依存しているそのゲームの使用時間と依存症との関係が必ずしも科学的な根拠がまだ解明できていない」ため、「我々としては、まずは科学的根拠をもうちょっときっちりするということも踏まえて対策を講じるべきではないかなと思っております。」との意見を述べていること（甲46）や、2022年2月15日に発表された公益社団法人日本精神神経学会のHPの記事「ICD-11の診断ガイドラインがWHOのHPにアップされました。」には、「日本精神神経学会 会員各位 世界保健機関（WHO）の国際疾病分類第11版（ICD-11）が発効され、病名や死因などの記録・報告が行われるようになりました。その最新版のプラットフォームが

オンライン公開されています(注1)。」と記載された後に、「日本政府が ICD-10 を ICD-11 に切り替える時期についてはいまだ通知されていません。」と記載されていること(甲49)からも明白である。

- (10) 乙1号証の判決は、「(イ)原告らは、本件条例が、家庭生活における規律の在り方を直接定めるのは規制手段として相当性を欠くと主張するようでもあるが、前記(2)のとおり、地方公共団体は社会公共的な問題の一環として適切な教育政策を実施するために必要かつ相当と認められる範囲においてその内容を決定する権能を有するというべきであるから、その限度で家庭生活における規律(これは自ずと養育監護の在り方も含むことになる。)についても定める権能を有するというべきであり、」と判示した(40頁)。

しかしながら、家庭生活における規律や家庭における養育監護の在り方の規律は、家庭内部で自主的に行われるべき問題であり、それは憲法13条がプライバシー権、人格権、自己決定権を保障していること、憲法26条が教育権を保障していることから明白である。

乙1号証の判決が判示した内容は、憲法上どこにも根拠規定が存在しないことは明白である。

- (11) 乙1号証の判決は、「前記のとおり、保護者に対し、子どもがゲーム依存状態に陥ることがないように配慮を求め(本件条例6条2項)、保護者が子どもと話し合いの機会を持つよう努力を促し(同18条1項)、その一環として、その手がかりとして上記目安を示す程度のことが立法手段として相当でないとはいえない。」と判示した(40頁)。

しかしながら、上で述べたとおり、家庭生活における規律や家庭における養育監護の在り方の規律は、家庭内部で自主的に行われるべき問題であり、それは憲法13条がプライバシー権、人格権、自己決定権を保障していること、憲法26条が教育権を保障していることから明白である。

乙1号証の判決が判示した内容は、憲法上どこにも根拠規定が存在しないこ

とは明白である。

そして、条例は憲法94条により「法律の範囲内」でのみ制定が許されているのに対して、①「科学的根拠（立法事実）」がないことについて、法律で日本国民に努力義務を課すことは憲法上許されないし、さらには、「科学的根拠が確立する前」にも拘わらず、「おそらくこうではないか」との専門家の助言や提案に従い、法律で日本国民に努力義務を課すことも、憲法上許されない。②また、「科学的根拠が確立していない」にも拘わらず、「最も制限的でない方法」と思われる内容を、法律で日本国民に努力義務を課すことも、憲法上許されない。

乙1号証の判決が「立法手段として相当でないとはいえない。」と判示した本件条例と同様の規制手段を、法律で用いて日本の家庭内に規律を及ぼすことが許されないことは上の点から明白である。よって、憲法94条により「法律の範囲内」でのみ制定が許されている条例で、そのような規制を及ぼすことが許されないことは明白である。

(12) 乙1号証の判決は、「また、これらの内容が、前記1(1)でみたとおりネット・ゲーム依存のもたらす弊害ないしその現象を含む医学・医療的な見地からの諸見解・指摘を踏まえ、予防の見地から家庭内の意思疎通に努めるよう促すものであるから、前記認定事実(4)や同(5)のとおりゲーム関連業界の認識、eスポーツ振興の実情や高校・大学のゲーム部、ゲーム学科設置といった実情を踏まえても、ネットやゲームに関する特定の価値観を押し付けるというものとまでは認められない。以上によれば、立法手段として相当でないとはいえない。」と判示した(40頁)。

しかしながら、憲法13条の保障するプライバシー権、人格権、自己決定権、憲法26条の保障する教育権、さらに憲法19条が保障する思想良心の自由は、ネットやゲームに関する特定の価値観を強いることを禁止していることは明白である。乙1号証の判決は、「オ 原告らの主張について(ア)原告らは、ネ

ットゲーム依存症（原告ら注：上で述べたとおり，本来であれば「ネット・ゲーム依存症」である。）が疾病ではない，あるいは科学的根拠がないと主張するところ，確かに，ネットゲーム依存症を嗜癖の一種と捉える試みや診断基準を策定しようとする試みなどについて様々な評価があるようであり，これらを含めネットゲーム依存症という病態全般について医学的な知見が確立するに至っているかは不明というほかない。」と判示したのであるから（39頁），「ネット・ゲーム依存症という病態全般について医学的な知見が確立するに至っているかは不明」なのである。ところが，本件条例は，その「ネット・ゲーム依存症」についての医学的な知見が確立するに至っているとする内容で，香川県民に努力義務を課しているのであるから，それが「ネットやゲームに関する特定の価値観を押し付けるというもの」であり，「立法手段として不相当」であることは明白である。

(13) 乙1号証の判決は，「キ パブリックコメントに関する主張について」についての判示を行ったが（41頁），その判示が認められないことは，本件訴訟における原告らの主張から明白である。

(14) 乙1号証の判決は，「（4）争点1－④（本件条例が憲法14用1項に違反するか）についての判示を行ったが（41頁），その判示が認められないことは，本件訴訟における原告らの主張から明白である。

(15) 乙1号証の判決は，本件条例の規制内容について，「立法手段として相当でないとはいえない。」と判示したが，本件条例制定前から日本ではコロナ禍となり，学校や社会においてインターネットを通じたコミュニケーションが推奨されている。それにも拘わらず，本件条例ではコロナ禍における社会の必要性に反した規制が行われているのであり，その点からも本件条例の合理性はない（立法手段として相当でない。）ことは明白である。

(16) 乙1号証の判決は，本件訴訟でも原告らが主張した「本件条例には立法の過誤（ミス）があること」（本件条例18条2項が規制する「コンピュータゲー

ムの利用」と「スマートフォン等の利用」の異なる2つの規制について、本件条例2条(6)では「スマートフォン等」に「コンピュータゲーム」が含まれている結果、本件条例18条2項では、「コンピュータゲームの利用」について異なる2つの規制がされてしまっていること。)について、何ら判示を行っていない。それは、本件条例に立法の過誤(ミス)があることを、乙1号証の判決が認めたことを意味している。

(17) 乙1号証の判決は、本件条例の規制を①努力義務であり、②時間制限も目安にすぎないと判示した(37-39頁)。

しかしながら、そうであれば、本件条例は何ら「条例」として制定する必要がない内容であることは明白である。香川県には、既にガイドラインとして「さぬきっ子の約束」(甲60)が存在するのであるから、「本件条例をあえて制定する意味」は、乙1号証の判決を前提とすると存在しないことになるからである。

(18) 乙1号証の判決は、本件条例の規制を①努力義務であり、②時間制限も目安にすぎないと判示した(37-39頁)。

すると、当然そのような本件条例を守るために、3名の弁護士に本件着手金の支払いを行うことや、本件報酬金の支払いの合意を行うことは、公金の無駄遣いであることは明白である。それは裁量の逸脱濫用であり、地方財政法4条1項にも反することは明白である。乙1号証の判決の立場に立つと、仮に弁護士が必要であっても、1人の弁護士に委任をして、その弁護士が、本件条例の規制は①努力義務であり、②時間制限も目安にすぎないと主張すればよかつただけである。

高知地裁令和4年4月26日判決(被告東洋町、高知地裁令和2年(ワ)第133号 損害賠償請求事件)においては、被告は訴訟代理人弁護士を委任することなく、指定代理人(地方自治法153条1項)により訴訟の対応を行っている。本件条例の規制を①努力義務であり、②時間制限も目安にすぎないの

であれば、別件訴訟の被告香川県が、公金（税金）を支出して本件着手金を支払い、本件報酬の支払いの合意を行うことの必要性がなかったことは明白である。そのような本件条例を守るために、3名の弁護士に本件着手金の支払いを行うことや、本件報酬金の支払いの合意を行うことは、公金の無駄遣いであることは明白である。それは裁量の逸脱濫用であり、地方財政法4条1項にも反することは明白である。乙1号証の判決の立場に立つと、指定代理人が、本件条例の規制は①努力義務であり、②時間制限も目安にすぎないと主張すればよかつただけである。

そしてそれらのことは、本件着手金の支払いや、本件報酬金の支払いの合意が、コロナ禍において香川県民が経済的に非常に苦しい時期（甲31）に行われたことから明白である。

(19) なお、上で指摘したとおり、本件条例18条2項が規定している「時間制限」と「時刻制限」は、乙1号証の判決が根拠であると引用した認定事実（1）オで記載されている医師は、誰も述べていない内容である（乙1号証の判決が25頁で引用する榎本医師は「おおむね1～2時間」（乙20）、岩崎医師は「例えば「1日1時間」としつつやりはじめると、短時間ではすまない」（乙21）と述べているだけである。ちなみに、乙21号証は「ゲーム依存症」についての書籍であり、「インターネットの利用」について記載されたものではない。）。その結果、本件条例18条2項には何ら立法事実（科学的根拠）が存在しないことは明白である。

ちなみに、乙1号証で引用されている乙20号証には、以下の記載がされている。

「インターネットやゲームをしても、日常生活に影響しなければ、それほど心配することはありません。」

「親御さんがゲームをやめるように注意すると、子どもが反抗的になって、興奮したり、暴れたりすることも少なくありません。」

「制限時間を守れないときに、親が注意すると怒り始めたり暴力的になったりするときは、依存傾向が始まっているサインかもしれません。」

「ネット・ゲーム依存は、子どもだけの問題ではなくその背後には、家族の問題があることが多いものです。家族全体の問題の一部が、子どものネット・ゲーム依存として吹き出物のように噴出したものといえます。子どもがネットやゲームをやめて学校に行けばハッピーになれるとはかぎりません。大切なのは、親にも問題があるのかもしれないと気づくことです。家族でどうすればよいか率直に話し合ってみましょう。」

「依存症には特効薬がありません。」

また、乙1号証で引用されている乙21号証には、以下の記載がされている。

「それに、頭ごなしにゲーム機を取り上げると、親に対して強い怒りや憎しみの感情が表面化して、これまで築き上げてきた信頼関係にヒビが入ることも予想される。」

「再度、確認しておきたい。それは、ゲームをプレイする子供たち全員が依存症になるわけではない、ということだ。」

ちなみに、乙21号証は「ゲーム依存症」についての書籍であり、「インターネットの利用」について記載されたものではない。

逆に、認定事実(1)オで引用されている医師の意見を「立法事実(科学的根拠)」と考えて条例を制定するのであれば、「ゲーム依存と診断した場合、一番してはならないのがスマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断すること」であり、「急に遮断してしまうと、本人の状態はかえって悪化します。」

(甲53, 樋口医師), 「体に褥瘡ができていても、無理にゲームから引き離してはいけ」ない, 「無理やりその行動から引き離すほうが、暴力や自死などの危険を招」く, 「ゲーム依存が見られても、いきなりゲームをとり上げたり, 壊してしまうと, 状況は悪化」する, 「親は, まず家庭環境を見直し, 本人との関係を改善することが大切」(甲5, 花田医師及び八木精神保健福祉士),

「強引に親がルールを決めるという方法はうまくいかない」（乙19、吉田医師）という医師の意見そのものを、本件条例18条2項として明記すること、「一番してはならないのがスマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断することである」と明記することが必要不可欠であることは明白である。

それにも拘わらず、本件条例18条2項は、乙1号証の判決が根拠であると引用した認定事実（1）オで引用されている医師は、誰も述べていない「時間制限」と「時刻制限」を規定し、逆にその乙1号証の判決が根拠であると引用した認定事実（1）オで引用されている医師が述べている「一番してはならないのがスマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断することである」と明記することをしていないのであるから、その点においても本件条例や本件条例18条2項は立法事実（科学的根拠）がなく、合理性が認められないことは明白である。

その点において、本件条例の合理性を肯定した乙1号証の判決が不当であることも明白である。

(20) なお、乙1号証の判決で引用されている乙20号証の上記記載部分である、「インターネットやゲームをしていても、日常生活に影響しなければ、それほど心配することはありません。」（榎本稔医師）及び乙1号証で引用されている乙21号証の上記記載部分「再度、確認しておきたい。それは、ゲームをプレイする子供たち全員が依存症になるわけではない、ということだ。」（岩崎正人医師）について公平に事実認定の評価が行われたならば、既に乙1号証で認定されている榎本医師の記述「おおむね1～2時間」という数字は、「子どものネット・ゲーム依存症につな」がらないような「コンピュータゲームの利用」時間であることは明らかである。

本件条例18条2項は「子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用」についての条文なのであるから、榎本医師が「子どものネット・ゲーム依存症につな」がらないと想定している「おおむね1～2

時間」すなわち「60分～120分」の（榎本医師によると「子どものネット・ゲーム依存症につながらない」許容範囲であるはずの）「120分」より短い「60分まで」「90分まで」という時間制限が規定されているのは、明白な矛盾であり、立法事実（科学的根拠）を欠いていることは明らかである。

それだけでなく、乙1号証の判決の認定事実（1）オを前提にすれば、本件条例18条2項は「保護者は」、「子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用」の状況がある場合には、無理にゲームから引き離してはいけ」ない（甲5号証、花田医師及び八木精神保健福祉士）、「一番してはならないのがスマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断することである」（甲53号証、樋口医師）という趣旨の規定でなければならなかったはずである。

それにも拘わらず、実際の本件条例の18条2項は、「保護者は」、「子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用」は1日「60分まで」「を上限とすること」と明記してしまっている。

乙1号証の判決の33頁の（カ）を前提とすれば、「つながるような」は「結びつくような」という意味であるから、本件条例18条2項は「ネット・ゲーム依存症に」「結びつくような」「コンピュータゲームの利用」の場合でも、1日「60分まで」「を上限とすること」を求めていると「通常の判断能力を有する一般人」（乙1号証の33頁（カ）の1～2行目。）であれば、理解することは明白である。

実際にゲーム依存傾向が強い子どもの保護者が18条2項を信じ込んで、ゲーム時間が「60分」を越えた段階で子どものゲームを取り上げようとする、
「暴力や自死などの危険を招」くし（甲5号証、花田医師及び八木精神保健福祉士）、「本人の状態はかえって悪化します。」（甲53号証、樋口医師）という結果が生じるのである。

結局、本件条例18条2項は、立法事実（科学的根拠）がなく、合理性が認

められないだけでなく、存在そのものが危険を招き、子どもの状態を悪化させ、保護者や家族など周囲の人達への暴力を生む可能性が高い有害な条文である。

その意味で、本件条例18条2項は即時の改廃が必要であるにも拘わらず、香川県はそれを行わないことで、子ども達を、さらには子供達の保護者や家族など周囲の人達を危険にさらし続けているのである。

(21) 付言すると、「スマートフォンで電話をかけること」や、「パソコンで文書を作成すること」が、「ネットゲーム依存症」（本件条例2条1項及び同条2項の定義参照）とは何ら関係がないことも明白である。その結果、本件条例18条2項には何ら立法事実（科学的根拠）が存在しないことは明白である。

その点において、本件条例の合理性を肯定した乙1号証の判決が不当であることも明白である。

以上